

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年10月6日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山口県
3. 市区町村名	山口市
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 独自利用事務の対象者	ひとり親家庭等
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年12月18日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有
9. 評価書番号	26
10. 保護評価書の名称	ひとり親家庭医療費助成関係事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E5%B1%B1%E5%8F%A3%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name
12. 委任関係	

執行機関名 山口市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	山口市ひとり親家庭医療費助成要綱(平成17年10月1日制定)によるひとり親家庭等の母子又は父子の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年山口市条例第61号)別表第1の3の項 山口市ひとり親家庭医療費助成要綱(平成17年10月1日制定)によるひとり親家庭等の母子又は父子の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	山口市ひとり親家庭医療費助成要綱(平成17年10月1日制定)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(母子家庭等及び寡婦)の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、(その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ること)を目的とする。	第1条 この要綱は、(ひとり親家庭等の母子又は父子)の医療費の一部を助成することにより、当該母子又は父子の(保健の向上)に寄与し、その生活の安定と(福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		山口市ひとり親家庭医療費助成要綱(平成17年10月1日制定)

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 92 条 項 2 号	山口市ひとり親家庭医療費助成要綱第4条第1項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	山口市ひとり親家庭医療費助成要綱第4条第1項の受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 92 条 項 2 号	山口市ひとり親家庭医療費助成要綱第4条第1項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 92 条 項 2 号	山口市ひとり親家庭医療費助成要綱第5条第1項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	山口市ひとり親家庭医療費助成要綱第5条第1項の受給者証の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 92 条 項 2 号	山口市ひとり親家庭医療費助成要綱第4条第1項第3号、第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--